

公益社団法人秋田県防犯協会連合会役員報酬等支給規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人秋田県防犯協会連合会定款第25条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とし、法令に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(報酬等の支給及び種類)

第2条 役員に対する報酬等は、常勤理事のみに支給し、その他の役員は無報酬とする。

2 常勤理事に対する報酬等は、月額報酬、賞与とする。

(報酬等の支払方法)

第3条 常勤理事の報酬等は、その金額を通貨で直接常勤理事に支払うものとする。ただし、法令に基づき常勤理事の報酬等から控除すべき金額がある場合には、その常勤理事に支払うべき報酬等の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 常勤理事が報酬等の全部又は一部につき自己の金融機関の口座に振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(報酬等の支給日)

第4条 常勤理事の報酬等のうち、月額報酬については、毎月21日に支給する。

2 常勤理事の報酬等のうち、賞与については、6月30日と12月10日に支給する。

ただし、月額報酬及び賞与の支給日が休日に当たるときは、公益社団法人秋田県防犯協会連合会給与規程（以下「給与規程」という。）に準ずるものとする。

(報酬等の決定基準)

第5条 常勤理事の報酬等のうち、月額報酬については、別表1の中からその職務、資格等を勘案して、総会で決定するものとする。

2 常勤理事の報酬等のうち、賞与については、別表2の支給基準による。

(通勤手当)

第6条 常勤理事が、給与規程に規定する通勤手当の支給要件に該当する場合は、通勤手当を支給する。

2 通勤手当の月額、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定、その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、給与規程の適用を受ける者の例に準ずるものとする。

(報酬等の日割計算)

第7条 新たに常勤理事になった者は、その日から報酬等（通勤手当を除く。以下この条について同じ。）を支給する。

2 常勤理事が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬等を支給す

る。

3 常勤理事が死亡により退職した場合には、その月までの報酬等を支給する。

4 第1項又は第2項の規程により報酬等を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外るとき、又はその月の末日まで支給するとき以外とき、その月の総日数から日曜日又は土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程に実施に関し必要な事項は、総会の決議を経て別に定める。

附 則

この規程は、公益社団法人秋田県防犯協会連合会の設立の登記の日から施行する。

【別表1】常勤役員の報酬月額

(単位：円)

号	報酬月額
第1号	130,000
第2号	140,000
第3号	150,000
第4号	160,000

【別表2】常勤役員の賞与

支給日	支給基準
6月30日	支給月の前月の報酬月額×1.2カ月
12月10日	支給月の前月の報酬月額×1.5カ月